

# 高根沢町地域防災計画

令和2年10月

高根沢町防災会議

# 目 次

## 第1部 総則

第1章 計画の目的及び性格等	総則	- 2
第1節 計画の目的		2
第2節 計画の性格等		2
第3節 本町計画の見直しの理念		2
第2章 防災関係機関等の役割分担		4
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱		4
第2節 町民及び事業所の基本的責務		9
第3章 高根沢町の概況		10
第4章 高根沢町の災害特性		11

## 第2部 震災対策編

地震被害想定	震災	- 2
第1章 震災予防		8
第1節 防災意識の高揚		8
第2節 地域防災の充実・ボランティアとの連携強化		17
第3節 防災訓練の実施		23
第4節 避難行動要支援者対策		25
第5節 物資、資材等の備蓄、調達体制の整備		30
第6節 災害に強いまちづくり		33
第7節 地盤災害予防対策		36
第8節 治水・山地災害対策		39
第9節 農業関係災害予防対策		41
第10節 地震情報観測・収集・伝達体制の整備		43
第11節 情報収集・通信体制の整備		47
第12節 避難体制の整備		50
第13節 火災予防及び消防・救急・救助体制の整備		56
第14節 医療救護体制の整備		59
第15節 緊急輸送体制の整備		61
第16節 防災拠点等の整備		63
第17節 建築物等災害予防対策		64
第18節 公共施設等災害予防対策		67
第19節 危険物施設等災害予防対策		70
第20節 文教施設等災害予防対策		73
第21節 防災関係機関相互応援体制の整備		78
第2章 震災応急対策		81
第1節 活動体制の確立		81

第 2 節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	90
第 3 節	広報広聴活動	97
第 4 節	相互応援協力・派遣要請	101
第 5 節	災害救助法の適用	106
第 6 節	避難対策	110
第 6 節の 2	広域一時滞在対策	124
第 7 節	災害警備活動	128
第 8 節	救急・救助活動・消火活動	131
第 9 節	医療救護活動	138
第 10 節	二次災害防止活動	141
第 11 節	緊急輸送活動	144
第 12 節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	147
第 13 節	農地・農業用施設等応急対策	154
第 14 節	保健衛生活動	157
第 15 節	障害物除去活動	165
第 16 節	廃棄物等処理活動	168
第 17 節	文教施設等応急対策	171
第 18 節	住宅応急対策	176
第 19 節	労務供給対策	179
第 20 節	公共施設等応急対策	181
第 21 節	危険物施設等災害応急対策	187
第 22 節	自発的支援の受入	188
<b>第 3 章</b>	<b>震災復旧・復興</b>	<b>191</b>
第 1 節	復旧・復興の基本方向の決定	191
第 2 節	民生の安定化対策	194
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	198

### **第 3 部 風水害等対策編**

<b>第 1 章</b>	<b>風水害等災害予防</b>	<b>風水害- 2</b>
第 1 節	防災意識の高揚	2
第 2 節	地域防災の充実・ボランティアとの連携強化	2
第 3 節	防災訓練の実施	2
第 4 節	避難行動要支援者対策	2
第 5 節	物資、資材等の備蓄、調達体制の整備	2
第 6 節	災害に強いまちづくり	3
第 7 節	土砂災害・山地災害対策	3
第 8 節	農林業関係災害予防対策	4
第 9 節	水防体制の整備	7
第 10 節	積雪害予防対策	19

第 11 節	情報収集・通信体制の整備	20
第 12 節	救急・救助体制の整備	20
第 13 節	医療救護体制の整備	20
第 14 節	緊急輸送体制の整備	20
第 15 節	防災拠点等の整備	20
第 16 節	建築物等災害予防対策	21
第 17 節	公共施設等災害予防対策	23
第 18 節	危険物施設等災害予防対策	23
第 19 節	文教施設等災害予防対策	23
第 20 節	防災関係機関相互応援体制の整備	23
第 21 節	竜巻災害対策	24
<b>第 2 章</b>	<b>風水害等応急対策</b>	<b>27</b>
第 1 節	活動体制の確立	27
第 2 節	情報の収集・伝達及び通信確保対策	36
第 3 節	災害拡大防止活動	46
第 4 節	広報広聴活動	50
第 5 節	相互応援協力・派遣要請	53
第 6 節	災害救助法の適用	53
第 7 節	避難対策	54
第 7 節の 2	広域一時滞在対策	62
第 8 節	災害警護活動	62
第 9 節	救急・救助活動	62
第 10 節	医療救護活動	62
第 11 節	緊急輸送活動	62
第 12 節	食料・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動	63
第 13 節	農地・農業用施設等応急対策	64
第 14 節	保健衛生活動	67
第 15 節	障害物除去活動	67
第 16 節	廃棄物等処理活動	68
第 17 節	文教市越島応急対策	72
第 18 節	住宅応急対策	72
第 19 節	労務供給対策	72
第 20 節	公共施設等応急対策	72
第 21 節	危険物施設等災害応急対策	72
第 22 節	自発的支援の受入	73
<b>第 3 章</b>	<b>風水害等復旧・復興</b>	<b>74</b>
第 1 節	復旧・復興の基本的方向決定	74
第 2 節	民生の安定化対策	74
第 3 節	公共施設等災害復旧対策	74

## 第4部 火災対策編

第1章 火災予防	2
第1節 予防対策	2
第2節 火災に強い地域づくり	7
第2章 火災応急対策	10
第1節 応急対策	10
第2節 災害救助法の適用	16
第3節 施設、設備の応急対策	16
第4節 広報対策	17
第3章 復旧	18
第1節 復旧	18

## 第5部 放射性物質・危険物等事故対策編

第1章 予防	2
第1節 事業所等に対する防災体制の強化	2
第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策	6
第3節 放射性物質運搬事故予防対策	7
第4節 石油類等危険物事故予防対策	8
第5節 ガス事故予防対策	9
第6節 火薬類事故予防対策	11
第7節 毒物・劇物事故予防対策	12
第2章 応急対策	13
第1節 活動体制の確立	13
第2節 災害救助法の適用	15
第3節 災害拡大防止対策	16
第4節 救助・救急、医療及び消火活動	17
第5節 広報対策	18
第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策	19
第7節 放射性物質運搬事故応急対策	21
第8節 石油類等危険物事故応急対策	23
第9節 ガス事故応急対策	26
第10節 火薬類事故応急対策	28
第11節 毒物・劇物事故応急対策	30
第3章 復旧	32
第1節 復旧	32

## 第6部 原子力災害対策編

第1章 総則	2
--------	---

第 1 節	計画策定の趣旨	2
第 2 節	防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲等	3
第 3 節	緊急事態区分及び緊急時活動レベル	5
第 4 節	運用上の介入レベル	7
第 5 節	計画の基礎とするべき原子力災害の想定	9
<b>第 2 章</b>	<b>予防</b>	<b>12</b>
第 1 節	初動体制の整備	12
第 2 節	住民等への情報伝達体制の整備	14
第 3 節	避難活動体制等の整備	15
第 4 節	モニタリング体制の整備	18
第 5 節	住民等の健康対策	19
第 6 節	農林水産物・加工食品等の安全性確保体制の整備	21
第 7 節	児童生徒等の安全対策	22
第 8 節	緊急輸送体制の整備	23
第 9 節	住民等に対する普及・啓発活動	24
第 10 節	防災訓練の実施	25
<b>第 3 章</b>	<b>応急対策</b>	<b>26</b>
第 1 節	災害対策本部等の設置	26
第 2 節	情報の収集・連絡活動	32
第 3 節	住民等への情報伝達	34
第 4 節	屋内退避・避難誘導等	36
第 5 節	モニタリング活動	40
第 6 節	医療活動等	41
第 7 節	農林水産物・加工食品等の安全性の確保	42
第 8 節	児童生徒等の安全対策	44
第 9 節	緊急輸送活動	45
<b>第 4 章</b>	<b>復旧・復興</b>	<b>47</b>
第 1 節	住民等の健康対策	47
第 2 節	風評被害対策	49
第 3 節	除染・放射性物質により汚染された廃棄物の処理	51
第 4 節	損害賠償	54
第 5 節	各種制限の解除	55
<b>第 7 部</b>	<b>感染症等対策編</b>	
<b>第 1 章</b>	<b>総則</b>	<b>2</b>
第 1 節	計画策定の趣旨	2
<b>第 2 章</b>	<b>感染症等の発生前の備え</b>	<b>3</b>
第 1 節	体制の整備	3

第 3 章 災害時における感染症等の流行等が発生した場合の対応	5
第 1 節 感染拡大防止対応策の実施	5
第 4 章 災害時における感染症等の流行等収束後の対応	7
第 1 節 対応策の実施	7

## 資料編

1 高根沢町防災会議条例	2
2 高根沢町災害対策本部条例	4
3 高根沢町防災会議の権限に属する事項のうち、会長が処理できる事項	5
4 高根沢町防災会議委員名簿	7
5 関係機関の連絡先	8
6 宇都宮地方気象台が発表する注意報・警報の種類及び発表基準	11
7 気象庁震度階級関連解説表(平成 21 年 3 月)	14
8 気象等観測所施設(町内分)	17
9 災害通信及び伝達系統図	18
10 既往の災害記録	19
11 ボランティア団体等、各種民間の協力団体	23
12 社会福祉施設一覧	23
13 教育施設一覧	26
14 要配慮者利用施設一覧	27
15 食料、生活必需品等の備蓄及び調達先	28
16 町内の医療機関	32
17 災害危険箇所	32
18 河川水位観測所(本町関係)	34
19 高根沢町消防団組織図	35
20 消防施設の状況	35
21 高根沢町防災行政無線局	36
22 緊急輸送道路指定路線(県指定)	38
23 上下水道施設	38
24 変電設備(東京電力：本町関係)	38
25 避難場所	39
26 飛行場外・緊急離着陸場	40
27 応援協定書	45
28 高根沢町災害対策本部運営要領	104
29 高根沢町災害対策本部事務分掌表	108
30 高根沢町災害対策本部組織	113
31 高根沢町災害対策本部職員等の標識	114
32 災害発生時の初動対応職員	116
33 災害対策本部連絡員名簿	116

34	消防団員の災害情報調査協力員・・・・・・・・・・・・・・・・	117
35	震災対策初動マニュアル(職員用)・・・・・・・・・・・・・・・・	118
36	風水害対処初動マニュアル(職員用)・・・・・・・・・・・・・・・・	119
37	地震発生時の消防団の出動マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・	120
38	高根沢町被災宅地危険度判定実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	121
39	高根沢町震災建築物応急危険度判定要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	124
40	災害救助法施行細則・・・・・・・・・・・・・・・・	127
41	自衛隊災害派遣要請マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・	137
42	文書様式・・・・・・・・・・・・・・・・	138
43	高根沢町災害要援護者対応マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・	147

## 用語解説

### 「要配慮者」とは・・・

災害対策基本法（平成 25 年 6 月一部改正）では、要配慮者とは、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。（第 8 条 2 項 15 号）

具体的な対象者は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の災害時において特に配慮を要する人

### 「避難行動要支援者」とは・・・

要配慮者のうち、災害等が発生、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する人

具体的な対象者は、

- ①介護保険要介護認定者のうち支援が必要な方
- ②ひとり暮らし・高齢世帯のうち支援が必要な方
- ③身体障害者（1・2級）のうち支援が必要な方
- ④知的障害者（A）のうち支援が必要な方
- ⑤精神障害者（1級）のうち支援が必要な方
- ⑥その他災害時の支援が必要と認められる方